

附属書八（第九章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

第一部 日本国の特定の約束

日本国は、この附属書の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるフィリピンの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスの提供に従事することなく日本国に滞在するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 企業内転勤者

1 フィリピンの自然人（日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する法人又は日本国内において投資を行う法

人によつて雇用されているものに限る。)であつて、当該法人の日本国における支店若しくは代表事務所  
に転任するもの又は当該法人が所有し、若しくは支配し、若しくは当該法人と関連し、かつ、日本国にお  
いて設立され、若しくは組織される法人に転任するものについては、日本国における一時的な滞在の間に  
次のいずれかの活動に従事する場合には、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 長として支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として法人を管理する活動
- (c) 法人の一又は二以上の部門を管理する活動
- (d) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入  
国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)で定められている「技術」の在留資格におい  
て認められるもの

- (e) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は  
日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び  
難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 この附属書の規定の適用上、法人が他の法人と「関連」するとは、当該他の法人が、当該法人の

財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

- 2 1 (d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育(学士)若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

### 第三節 投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動
- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動
- (c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

### 第四節 自由職業サービスに従事するフィリピンの自然人

日本国の法律により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するフィリピンの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものについては、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス

(b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する相談。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法律により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。

(c) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(d) 日本国の法律により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(e) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(f) 日本国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

第五節 日本国にある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産

業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事するフィリ

## ピンの自然人

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であつてサービスの提供に係るものに従事するフィリピンの自然人については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、大学教育（学士）若しくはそれ以上の教育を修了すること又は少なくとも十年間当該活動に従事したことによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第六節 日本国にある公私の機関との間の契約又は日本国にある公私の養成のための施設への入

学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するフィリピンの自然人

- 1 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するフィリピンの自然人であつて、付録二に定めるもの（実施取極に従つてフィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報され、かつ、日本国政府が指定する日に日本国に入国するものに限る。）については、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国の法律に基づく看護師（以下この節において「看護師」という。）としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づき病院を設立している公私の機関であつて、日本国にあるもの（日本国の法令に従つて日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には日本国の権限のある当局が紹介したものに限る。）との個人的な契約に基づいて行われることを条件とする。

- (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修
- (ii) 当該研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた当該病院における必要な知識及び技術の修得

(b) 日本国の法律に基づく介護福祉士（以下この節において「介護福祉士」という。）としての資格を取  
得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国の法令に基づ  
き介護施設を設立している公私の機関であつて、日本国にあるもの（日本国の法令に従つて日本国の権  
限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府に  
よりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には  
日本国の権限のある当局が紹介したものに限る。）との個人的な契約に基づいて行われることを条件と  
する。

- (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修
- (ii) 当該研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた当該介護施設における必要な知識及び

技術の修得

(c) 介護福祉士としての資格を取得することを目的とする次の(i)及び(ii)の活動。ただし、これらの活動については、日本国にある公私の介護福祉士の養成のための施設であつて日本国の法令に基づくものへの入学の許可に基づいて行われることを条件とする。

- (i) 日本語の語学研修を含む六箇月間の研修の課程であつて、実施取極に規定するものの履修
- (ii) 当該研修の修了後、当該養成のための施設における必要な知識及び技術の修得。この場合において、当該養成のための施設における養成の課程の期間は、四年を超えないものとする。

注釈1 この1に規定する看護師の監督の下での研修、介護福祉士の監督の下での研修、病院、介護施設、公私の介護福祉士の養成のための施設及び個人的な契約については、日本国政府がフィリピン政府に通報した条件を満たすものとする。

注釈2 日本国は、日本国政府がフィリピンの自然人の言語能力がこの1(a)(ii)、(b)(ii)又は(c)(ii)に規定する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該フィリピンの自然人についてこの1(a)(i)、(b)(i)又は(c)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

注釈3 この1(a)の規定に関し、フィリピンの自然人は、通常の状態においては、付録一に定める最長

の滞在期間内に、出願に基づき及び日本国の法令に従い、看護師の国家試験を最大三回まで受ける機会を与えられる。

2 次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するフィリピンの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に、日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師又は介護福祉士としてのサービスの提供に従事するものについては、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 1の規定に基づく滞在の間に看護師又は介護福祉士としての資格を与えられた者

(b) 看護師の国家試験に合格することにより看護師の資格を与えられた者（1の規定に基づく滞在の間に看護師としての資格を与えられた者を除く。）

(c) 1の規定に基づく滞在の間に介護福祉士としての資格を与えられず、1(b)に規定する滞在の後に介護福祉士の国家試験に合格することにより介護福祉士の資格を与えられた者

注釈1 この2に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がフィリピン政府に通報した条件を満たすものとする。

注釈2 この2(a)の規定に該当するフィリピンの自然人であつて再入国の許可を取得することなしに日

本国を出国したものの又はこの2(b)若しくは(c)の規定に該当するフィリピンの自然人がこの2の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可されるに当たっては、次の(a)及び(b)の条件を満たすものとする。

(a) 当該フィリピンの自然人が、実施取極に従ってフィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること。

(b) 当該フィリピンの自然人が日本国にある公私の機関（日本国の法令に従って日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関であつて、日本国政府によりフィリピン政府に通報されたものが紹介したもの又はそのような調整のための機関がない場合には日本国の権限のある当局が紹介したものに限る。）との個人的な契約を締結すること。

注釈<sup>3</sup> この節の規定の適用上、「日本国の権限のある当局によりその活動を行うことについて許可された調整のための機関」とは、フィリピンの自然人を公私の機関に紹介することについてフィリピンの権限のある当局と契約を締結している機関をいい、「フィリピンの権限のある当局」と

は、フィリピン海外雇用庁をいう。

注釈 4 この節の規定の適用上、「日本国の権限のある当局」とは、厚生労働省をいう。

付録一

1 第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

2 第二節から第五節までに規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

3 第六節に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、一年間の滞在を許可する。この期間は、

(a) 同節 1 (a) の場合には、一年ずつ二回に限り更新することができる。

(b) 同節 1 (b) の場合には、一年ずつ三回に限り更新することができる。

(c) 同節 1 (c) の場合には、同節 1 (c) に規定する養成のための施設における養成の課程の修了のために必要な期間まで更新することができる。

4 第六節2に規定する入国及び一時的な滞在については、日本国は、三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

#### 付録二

1 第六節1(a)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であるフィリピンの自然人であつて、少なくとも三年間看護師としての実務経験を有するものをいう。

注釈 この1の規定の適用上、「フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師」とは、フィリピンの法令に基づきフィリピン看護師資格試験に合格した看護師をいう。

2 第六節1(b)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピンの自然人であつて、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定されたもの又は看護学校を卒業したフィリピンの自然人をいう。

注釈 この2の規定の適用上、「看護学校」とは、フィリピン政府により認められた高等教育機関であつて、看護学士の課程を運営するためのものをいう。

3 第六節1(c)の規定の適用上、「フィリピンの自然人」とは、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピンの自然人をいう。

## 第二部 フィリピンの特定の約束

### 第百八条の規定に基づく特定の約束

フィリピンは、この附属書の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入国前に適当な査証を取得することを要求することができる。

#### 第一節 短期の商用訪問者

1 業務上の契約（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（フィリピンにおいて業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、フィリピン国内から報酬を得ることなく、かつ、自らサービスの提供に従事することなくフィリピンに滞在する日本国の自然人については、最初の五十九日の期間（この期間は、その後二箇月ごとに合計一年まで更新することができる。）に、入国及び一時的な滞在が許可される。

2 フィリピンは、1に規定する自然人に対し、労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを免除す

る。

## 第二節 企業内転勤者

経営者若しくは役員である日本国の自然人又は専門的な技術若しくは知識を有する日本国の自然人であつて、日本国内においてサービスを提供する法人又は日本国内において投資を行う法人のフィリピンにおける支店、子会社、関係団体、代表事務所又は合併している相手企業に転任するもの（当該法人によつて雇用されているものに限る。）については、次のことを条件として、一年間（この期間は、更新することができ）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にある場合には、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従つて職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得すること。

(b) 当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にない場合には、改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得すること。

### 第三節 投資家

1 次のいずれかの活動に従事する日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができ）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) フィリピンにおける事業に投資してその経営を行う活動

(b) フィリピンの者以外の者であつてフィリピンにおける事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動

(c) フィリピンにおける事業であつてフィリピンの者以外の者が投資しているものの管理

2 フィリピンは、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、改正された労働法第四十条の規定に従つて労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを要求する。ただし、当該日本国の自然人がフィリピンの法令に基づき規制された職業に従事する立場にある場合には、当該日本国の自然人は、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従つて職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可も受けることを条件とする。

### 第四節 自由職業サービスに従事する日本国の自然人

フィリピンにある公私の機関との間の契約に基づいて技術士（化学技術士、土木技術士、電気技術士、電子通信技術士、測量技術士、機械技術士、冶金技術士、採鉱技術士及び衛生技術士を含む。）としての活動に従事する日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従って職業規制委員会から規制された職業に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従って労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

第五節 フィリピンにある公私の機関との間の契約に基づいて高度の水準の技術若しくは知識又は産業上の特殊な分野に属する専門的な技能を必要とするサービスの提供に従事する日本国の自然人

フィリピンにある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて技術的、指導的又は監督的地位を占める日本国の自然人については、一年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、改正された労働法第四十条の規定に従って労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

注釈 技術的、指導的又は監督的地位は、熟練労働を含まず、また、フィリピンの法令に基づき定められる規制された職業に従事することを伴わない。

第六節 フィリピンにある公私の機関との間の契約又はフィリピンにある公私の養成のための施設への入学の許可に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する日本国の自然人

1 資格を有する日本人の看護師であつて、フィリピン看護師技能試験を受験する準備の目的で語学研修を受けるためにフィリピンに入国するものについては、六箇月間（この期間は、当該看護師が関連する学習経験を習得するために、六箇月から一年までの間更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

#### 注釈

- (a) 「資格を有する日本人の看護師」とは、次の(i)及び(ii)の要件を満たす日本国の自然人をいう。
- (i) 日本国の法律に基づき免許を取得した看護師であつて、日本国の法令に基づく看護の課程（フィリピンにおける看護の学士号に相当するもの）を卒業したもの。フィリピンにおける看護の学士

号に相当する看護の課程については、フィリピンの適当な機関が定める。

(ii) 当該免許を取得した看護師として病院において少なくとも三年の実務経験を有すること。

(b) 資格を有する日本人の看護師は、フィリピン看護師技能試験を受験する前に英語及びフィリピン語の語学研修、文化に関する適応指導並びに関連する学習経験を経なければならぬ。

(c) フィリピンは、フィリピン政府が資格を有する日本人の看護師の言語能力がフィリピン看護師技能試験を受験し、及び看護師によるサービスの提供に関する活動に従事するために十分なものであると認める場合には、当該資格を有する日本人の看護師について(b)に規定する語学研修を全面的又は部分的に免除することができる。

(d) 資格を有する日本人の看護師は、通常の状態においては、この1に定める最長の滞在期間内に、出願に基づき及びフィリピンの法令に従い、フィリピン看護師技能試験を最大三回まで受ける機会を与えられる。

2 フィリピン看護師技能試験に合格した資格を有する日本人の看護師については、フィリピンにある公私の機関との間の個人的な契約の期間と同じ期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時

的な滞在が許可される。ただし、当該者が共和国法第八千九百八十一号第七節(j)の規定に従って職業規制委員会から看護業務に従事するための特別の許可を受け、及び改正された労働法第四十条の規定に従って労働雇用省から外国人雇用許可証を取得することを条件とする。

3 語学研修については、入国管理局により認定された学習のための施設のみが資格を有する日本人の看護師を受け入れることができる。文化に関する適応指導及び関連する学習経験については、保健省により認定された特定の教育及び研修のための病院のみが資格を有する日本人の看護師を受け入れることができる。

4 雇用については、保健省及び看護師協会が共同で実施するフィリピン看護師技能試験に合格した資格を有する日本人の看護師は、保健省により特定された病院においてのみ就労することができる。

5 日本国の法律に基づく介護福祉士に相当する資格が将来フィリピンにおいて設けられる場合には、フィリピンは、この事項に関連する問題について日本国と協議する。

#### 第百十一条の規定に基づく特定の約束

1 労働雇用省及び入国管理局は、外国人雇用許可証及び特別労働許可証の発給に係る要件の重複を除去す

るため、それぞれ行政上の指針を設ける。

2 フィリピンは、この協定の効力発生の日から三年以内に、フィリピンを出国する日本国の自然人の負担を軽減する可能性について日本国と協議する。